

障害などの理由で、自分で投票用紙に記入することがむずかしい方へ

だいりとうひょうせいど

代理投票制度

をご存知ですか？

障害があつたり字が書けないなどの理由で
投票することをあきらめていませんか。
あなたの大切な一票を投じるお手伝いをします。



代理投票制度は、ご本人の申出により補助者(投票所職員)が
投票用紙に代筆し、投票のお手伝いをすることができる制度です。

● 代理投票制度とは

投票用紙に文字を記入することが困難な選挙人(投票する人)のための制度です。投票管理者に申請すると、補助者(お手伝いをする人)2名が定められ、その一人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう一人が指示通りかどうかを確認します。

※投票は家族であっても代筆することはできません!



● 選挙公報等を見る

選挙公報等を見て、誰に投票するか時間をかけて決めておきましょう。

● 相談支援専門員と相談する

福祉サービスを利用することも可能です。サービス等利用計画へ反映しましょう。

● 選挙管理委員会事務局へ事前に相談する

不明な点や相談したいことなどは、下記選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

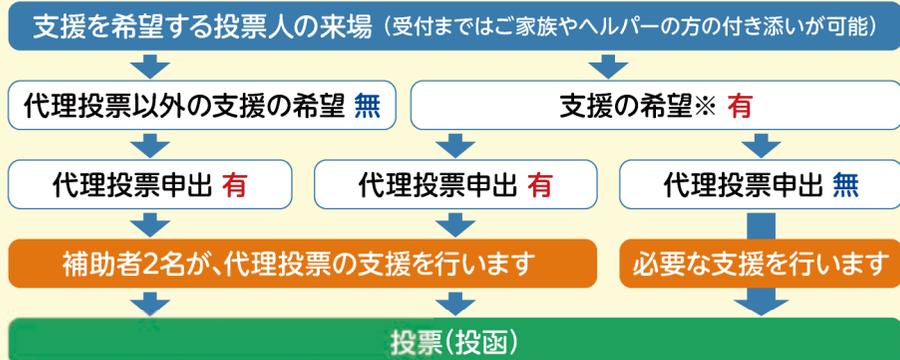
代理投票に関するお問い合わせは

姫路市選挙管理委員会 TEL.079-221-2807

姫路市選挙管理委員会

投票の記入を投票所職員が代筆できる制度です

● 代理投票の流れ



※ 支援の希望がある場合は、ご本人が口頭もしくはメモ等でお知らせください。

1. 受付

- ▼ 「投票のお知らせ」券を受付に渡します。
- ▼ 代理投票の希望をご本人が口頭もしくはメモ等でお伝えください。
- ▼ 投票用紙をお受け取りください。



- 受付までにご家族やヘルパーさんが付き添うことが可能です。
- 受付からは代理投票補助者2名が付き添います。
- ご家族やヘルパーさんが代理投票を申し出ることはできません。

2. 投票所内

- ▼ 補助者2名が場内へご案内します。



- 原則として、投票所内にはご家族やヘルパーさんが一緒に入場することはできません。
- ただし不安感などがある場合は、ご家族やヘルパーさんにそばにいてもらうことが可能です。補助者にご相談ください。

3. 投票

- ▼ 投票記載所で補助者が誰に投票するかを伺います。
「氏名等掲示(候補者名一覧)」から投票したい候補者を指差してください。
事前に用意した候補者のメモ等を渡してもかまいません。
- ▼ 補助者の一人が候補者を記述し、投票用紙を見せて「これでいいですか?」と確認し、もう一人の補助者は立ち会います。
- ▼ 投票箱までご案内しますので、可能であればご本人が投函してください。



- ▼ 補助者が出口までご案内します。

投票を中断することも可能です

投票中にどうすればいいかわからなくなったり、つらくなった場合は、一度座って落ち着いたり、投票を一時中断して、気持ちが落ち着いてから投票することもできます。

